

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

企業倫理を重視し、かつ経営の健全化を図り、すべてのステークホルダーに対し企業の社会的責任を果たし得るコーポレートガバナンスの構築及び充実に取り組むことを基本的な考え方としております。

< 経営理念 >

社訓

- ・道義を重んじる
- ・共存同栄を旨とする
- ・自立し協力する

私たちの信条 (Credo)

ツカモトグループは、培った商人魂とフロンティア精神のもと、美しさと快適を求める生活者に応え、和文化の継承と流通革新の進展のため、前進する。

< 企業スローガン >

美しい生活がいい。 (Amenity & Beauty Company)

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則1 - 2 - 4】(議決権電子行使プラットフォーム等や招集通知英訳)

当社における海外投資家の比率は5%以下であるため、業務・効率の面から未実施であります。海外投資家比率の推移も踏まえ、今後20%を超えた時点で議決権の電子行使を可能とするための環境作り(議決権電子行使プラットフォームの利用等)や招集通知等の英訳を検討いたします。

【原則1 - 4】(政策保有株式)

当社は、持続的な企業価値向上のため事業の円滑な推進を図り、より安定した企業運営を目的として、必要と判断する取引先等の株式を取得し保有することがあります。取引先等の株式につきましては、そのリターンとリスク等を踏まえた中長期的な観点から検証を行い、保有の意義が希薄と考えられる政策保有株式は、株価や市場動向を見据えて売却を検討し、縮減していくことを基本方針としております。また、個別の政策保有株式につきましては、取締役会において、政策保有の意義、経済合理性を検証し、保有継続の可否及び保有株式数を検討いたします。

政策保有株式に係る議決権についての具体的な基準は設けておりません。同株式に係る議決権の行使につきましては、コーポレートガバナンス上の重大な懸念事項が生じている場合などを除き、当該企業の中長期的な企業価値の向上を期待できるかどうかという観点から、個別議案の精査を行い、賛否の判断をし、議決権を行使いたしております。

【原則3 - 1 - 2】(英語での情報開示)

当社における海外投資家の比率は5%以下であるため、業務・効率の面から未実施であります。今後20%を超えた時点で英語での情報の開示・提供を検討いたします。

【原則4 - 2 - 1】(経営陣の報酬)

当社役員の報酬につきましては、現在、取締役に対して業績評価を行うとともに、月額報酬の一定額を自社株取得目的報酬として支給し、購入した株式は退任時まで原則売却不可とし、長期連動報酬の性格を持たせております。また、経営諮問委員会答申に基づき、短期インセンティブとして貢献度加減算を、中長期インセンティブとして功労加算の仕組みを導入し、業績連動型報酬制度を運用しております。

【原則4 - 11】(取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件)

取締役会は、経営諮問委員会における公正で客観的な候補者の人選を答申として得て、適正な規模と多様な人材構成を基本とし、各分野において専門的知識と豊富な経験を有した者で構成しております。取締役会のジェンダー、国際性の面は、当社の取締役会の適正規模と比較衡量したうえでの今後の検討課題であると考えております。

また、社外監査役は財務・会計・税務・法律の専門家から選任、常勤監査役は当社において豊富な経験を有する者から選任し、うち1名以上は財務・会計に相当程度精通している者を選任しております。

取締役会の実効性評価とその結果概要の開示につきましては、すべての取締役及び監査役に対して、取締役会の実効性についてアンケートを実施し、これをベースに取締役会において分析・評価を行うことにより、取締役会の機能向上に努めております。

【原則4 - 11 - 1】(取締役会の構成)

当社の役員規範には、取締役としての使命・心得が明記されております。その選任につきましては、取締役会の適正な規模と多様な人材構成を基本とし、経営諮問委員会における公正で客観的な候補者の人選を答申として得て、取締役候補者の選任を行っております。

なお、取締役会のジェンダー、国際性の面は、当社の取締役会の適正規模と比較衡量したうえでの今後の検討課題であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

- 【原則1 - 7】(関連当事者間の取引)
当社がその役員や主要株主等との取引(関連当事者間の取引)を行う場合には、当該取引が当社及び株主共同の利益等を害することがないよう、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な場合を除き、関連する法令に基づき、事前に取締役会の承認を得るものとし、必要に応じて取引後に取締役会に報告を行うものいたします。
- 当社は、会社法等に基づき、取締役会の承認を得なければ当社役員が利益相反取引を行ってはならない旨を役員規範で定めており、当社役員及びその近親者(2親等内)と当社グループとの間の取引の有無を監視、確認をしております。当該取引が発生した場合には、会社法及び金融商品取引法並びに東京証券取引所が定める規則に従って、速やかに開示いたします。また、子会社との関連当事者取引につきましても社内規定に従って、速やかに開示いたします。
- 【原則2 - 6】(企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)
当社は、企業年金の積立金の運用が従業員の安定的な資産形成に加えて当社の財政状態にも影響を与えることを踏まえ、企業年金担当組織が運用機関に対するモニタリング等の適切な活動ができるよう、必要な経験や資質を備えた人材配置をするとともに、その育成に努めております。個別の投資先選定や議決権行使を各運用機関へ一任することで、企業年金の受益者と会社との間で利益相反が生じないようにしております。
- 【原則3 - 1】(情報開示の充実)
() 当社の目指す経営理念体系を「社訓」「私たちの信条(Credo)」「企業スローガン」として定めており、以下のURLに開示しております。
<https://www.tsukamoto.co.jp/abouttsuka/rinen.html>
また、中期計画につきましては、株主総会招集通知、事業報告等に開示しております。
- () コーポレートガバナンス報告書1-1に記載のとおりであります。
- () 社外取締役が委員長を務める任意の経営諮問委員会において、会社業績、部門業績等を踏まえ、役員報酬を検討し、結果を取締役に答申しております。取締役会では答申内容を十分に尊重し、精査、審議して役員報酬を決定しております。
- () () と同様に、経営諮問委員会において役員人事について検討し、結果を取締役に答申しております。
取締役会では答申内容を十分に尊重し、精査、審議のもとに候補者を選定します。取締役候補者につきましては、幅広い経験や高い見識を当社経営に活かすことのできる人材を選任します。また、監査役候補者につきましては、財務・会計に関する知見等、監査に必要となる専門性及幅広い分野についての豊富な知識を有する人材を選任します。なお、監査役候補者につきましては、事前に監査役会の同意を得ております。役員の職務執行に不正または重大な法令もしくは定款違反等があった場合は解任することとしております。
- () 取締役・監査役の選解任・指名につきましては、個々の選解任理由を株主総会招集通知に記載し開示しております。
- 【原則4 - 1 - 1】(経営陣に対する委任の範囲)
当社は、「役員規範」及び「取締役会規程」を定め、すべての法令に準拠して取締役会で審議する内容を定めております。
- 【原則4 - 9】(独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)
当社では、会社法及び東京証券取引所が定める基準を参考に、独自の「社外役員の独立性判断基準」を定め、当社が選任する独立社外取締役の独立性の基準を明確にしております。候補者につきましては、当社及び関係会社と重大な利害関係がないことを前提とし、専門性やいは高度な視点からの意見等が期待できる方を選定しております。
- 【原則4 - 11 - 2】(取締役及び監査役の兼任状況)
他社の役員の兼務につきましては、従来、利益相反の観点から取締役会にて承認を必要としております。また、重要な兼任状況につきましては株主総会招集通知や有価証券報告書等を通じて毎年開示しております。
- 【原則4 - 11 - 3】(取締役会の実効性評価と開示)
当社は、1. 取締役会の構成、2. 取締役会の運営、3. 取締役会の議題、4. 取締役会を支える体制に関するアンケート調査をすべての取締役及び監査役に対して実施し、これをベースとして取締役会において分析・評価を行った結果、取締役会としての実効性は十分に確保されていることを確認いたしました。
- 【原則4 - 14 - 2】(役員のトレーニングの方針の開示)
当社の取締役・監査役は、期待される役割・責任を全うできる資質・能力を持った者が選任されていると考えております。役員就任に際しては、役員として遵守すべき法的な義務・責任等について研修を受けるとともに、当社の経営戦略、事業内容、財務内容及び当社を取り巻く事業環境の理解を深める等、研鑽に努めるものとします。また、就任後もすべての取締役・監査役を対象にして、必要な研修・社外セミナーへの参加等の機会を設け、必要な費用は会社が負担するものとします。
- 【原則5 - 1】(株主との建設的な対話に関する方針)
当社は、本部担当取締役をIR担当取締役として選任するとともに、本部総務部をIR担当窓口としております。IR対応に関しては本部部門である経営企画、財務・経理、総務の各部門が連携し、株主との対話の支援を行っております。毎四半期決算終了後に株主・投資家に対して、決算説明を行い、第2四半期、第4四半期終了後には、すべてのステークホルダーに広く知らしめるため、当社関係業界誌の方を対象に決算説明会を開催しております。また、決算資料を当社ウェブサイトにて公表し、株主の取材要請にも適切に対応しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
明治安田生命保険相互会社	200,033	4.91
フリージア・マクロス株式会社	199,300	4.89
株式会社三菱UFJ銀行	170,838	4.19

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	149,600	3.67
ツカモト共栄会	126,008	3.09
株式会社三井住友銀行	116,136	2.85
株式会社みずほ銀行	112,984	2.77
三菱UFJ信託銀行株式会社	100,900	2.47
東京海上日動火災保険株式会社	83,383	2.04
株式会社滋賀銀行	78,287	1.92

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社はグループ内における事業持株会社であり、グループの主要事業会社におけるリスクの発生は当社のコーポレートガバナンスに重要な影響を与える事情となります。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大友 純	学者											
田中 利和	その他											○

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大友 純	○	_____	大友純氏は、マーケティング論を専門とした大学教授として培われた幅広い知識と深い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役に選任しております。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

田中 利和	○	——	田中利和氏は、医学博士及び病院長として、特に整形外科分野における専門的知見を有し、人格、見識にも優れております。また当社の健康・環境分野での取扱商品への造詣も深く、今後の新事業・新製品開発においても有益な助言・提言をいただけることと期待しており、その見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役役に選任しております。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
-------	---	----	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	経営諮問委員会	3	0	0	2	0	1	社外取締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	経営諮問委員会	3	0	0	2	0	1	社外取締役

補足説明

経営諮問委員会を設置し、委員長は社外取締役が務めることとしております。開催は適宜であります。委員の構成につきましては、諮問内容によりその都度決定していくこととしているため、固定化しておりません。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人の監査報告について事前に報告を受け、監査結果も適宜報告を受ける体制を整えております。また、監査計画策定にあたり重点監査項目、監査の方法等についての情報交換により、相互補完、連携体制を図っております。

内部監査を担当する独立した組織として「監査室」を設置しており、監査室は毎月「内部監査報告書」を作成し監査役に報告することを定例とし、必要に応じて監査役の補助事務を行う他、日常の情報交換により連携を図っております。また、監査役、監査室、内部統制担当により内部監査連絡会を月1回実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
下道 敏実	税理士													
西郷 正実	その他													

会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
 a 上場会社又はその子会社の業務執行者

- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
下道 敏実	○	――	下道敏実氏は、税理士として十分な専門知識と能力を有しており、その豊富な知識と経験を積まれた税務会計的観点から、社外監査役として十分に監査機能を発揮していただけると判断し、社外監査役として選任しております。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
西郷 正実	○	――	西郷正実氏は、その豊富な知識と経験並びに高い見識を有し、法務的観点からリスク管理、コンプライアンス強化を図るために適任であり、同氏が社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、社外監査役候補者として選任しております。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明

経営諮問委員会答申に基づき、役員報酬に業績連動型報酬として中長期インセンティブとしての功労加算を、短期インセンティブとして貢献度加減算の仕組みを導入して運用しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

有価証券報告書、事業報告にて取締役及び監査役の報酬総額を開示しております。2019年度は取締役9名に対し186百万円(うち社外取締役12百万円)を、また監査役4名に24百万円(うち社外監査役8百万円)を支給しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は役員の報酬等の額の決定に関する方針、内容を「役員報酬に関する内規細則」で定めております。その決定方法は社外取締役を中心とする経営諮問委員会に諮問すると共に「取締役報酬及び評価」、「監査役報酬決定基準」により決定しております。

また、当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2018年6月27日であり、決議の内容は取締役の報酬を年額240,000千円以内(うち社外取締役分は20,000千円以内)、監査役の報酬を年額60,000千円以内と定めております。なお、取締役の報酬額には使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものとしております。

当社の役員報酬は基本報酬と業績連動報酬により構成されており、基本報酬に関しては経営諮問委員会に諮問すると共に、「役員報酬に関する内規細則」に則り当社取締役会にて決定しております。また、業績連動報酬は社外取締役を除く取締役のみを対象とし、その指標は目標とする数値は経常利益を基本とし、担当部門の実績に応じて7段階で評価され基本報酬の15%増から10%減まで評価されます。これを経営諮問委員会より答申を受け、当社取締役会にて最終決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役との連絡・調整にあたる者には、本部担当役員を選任しております。また、社外を含む取締役が必要とする情報及び資料の請求につきましては、秘書室ないし本部担当役員が提供しております。

社外を含む監査役につきましては、補助使用人に関する体制として監査室に補助任務を命じるほか、監査役会事務局を秘書室内に設置、また取締役または使用人に報告を求めることができる体制、及びその他監査の実効性を確保する体制が整備されており、必要と判断した時に利用できるサポート体制を整えております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

0名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社グループは、企業倫理を重視し、かつ経営の健全化を図り、すべてのステークホルダーに対し企業の社会的責任を果たし得るコーポレート・ガバナンスの構築及び充実に取り組むことを基本的な考え方とし、この基本的な考え方に沿って、次に定める事項をはじめとするコーポレート・ガバナンスの充実・強化に取り組んでおります。

- ・株主の権利及び平等性の確保
- ・ステークホルダーとの適切な協働
- ・適切な情報開示と透明性の確保
- ・取締役会等の責務
- ・株主との建設的な対話

【業務執行】

会社の業務執行に関する重要事項につきましては取締役会にて決定しております。取締役会は迅速かつ的確に意思決定を行うことができるよう、定款により取締役の定数9名以内と定めているところを6名で構成され、原則毎月1回開催され重要事項の決議、業務執行状況の確認等を行っております。

また、常設機関として代表取締役、取締役常務執行役員、常勤監査役をメンバーとする常務会が設置されており、原則毎月2回開催され取締役会の定める経営の基本方針に基づき、その具体的執行方針及び取締役会に提案すべき事項につき協議し取締役会の付議事項を除く経営全般事項を審議することを任務としております。

また、四半期に1回、グループ経営方針の確認、四半期実績・業績見込の確認及び重要連絡事項の確認・共有化のため、グループ各社の役員及び事業執行責任者をメンバーとする全社事業運営連絡会を開催しております。

なお、事業部門毎に担当役員が主催する事業戦略推進のための戦略会議を適宜開催し、また、各事業部門別の業績見込報告を毎月の定例としており、各事業部門毎を基軸としたグループ各社への指導・監督を行っております。

【監査・監督】

内部監査及び監査役監査

内部監査

当社は監査室が設置されており、専任社員2名におきまして随時必要な内部監査を実施して業務活動内容の妥当性、効率等の調査検証を行い、また原則毎月1回内部監査報告書を作成し、常務会及び分科会にて報告、指導を行うなどの内部統制機能充実のための活動を行

っております。

監査役監査

当社は監査役制度を採用しており監査役3名のうち社外監査役は2名で非常勤であります。常勤監査役は1名で取締役会、常務会にはすべて出席し取締役の職務執行を十分に監視できる体制になっております。また監査役会が原則毎月1回開催され業務執行の状況、監査状況の確認を行っております。またグループ監査役会を四半期ごとに開催することなど、新たに監査役監査の実効性を確保する体制の整備を進めております。

内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携と内部統制部門との関係

当社は、内部統制システム構築の基本方針を取締役会で定めており、内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携についての整備を進めております。

監査室が監査方針、監査計画、監査結果を監査役、会計監査人に報告する体制及び監査役の補助任務を行うことを定めております。また秘書室に監査役会事務局を設置しております。

監査役は会計監査人の独立性を確保するため、会計監査人の監査報告について事前に報告を受け、監査過程及び結果も適宜報告をうける体制、また監査室に所属する責任者の内部監査実施状況または業務遂行状況の報告をうけることができる体制及び職務遂行に必要なと判断したときはいつでも取締役または監査室に報告を求めることができる体制を整備しております。

会計監査の状況

当社と新創監査法人との間で、会社法監査と金融商品取引法監査について監査契約を締結しており、法律の規定に基づいた会計監査を実施しております。

(監査法人の選定方針と理由)

当社は監査法人の選定方針として「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」の「関連する確認・留意すべき事項」及び「関連基準等」を基本的な考え方とし、監査法人の監査実施状況や監査報告等を通じて職務の実施状況の把握・評価を行う方針であります。その方針に従い「会計監査人の選定基準」「会計監査人の評価基準」を定め、監査法人を評価、選定しております。その結果、適格性(法的要件)、監査実施体制に問題はなく、当社の実施する事業に対する知見を十分に有していると判断したことから選定に至っております。

(監査役及び監査役会による監査法人の評価)

当社は監査法人の評価を行うにあたって、監査法人との定期的な意見交換や監査実施状況等を通じて、独立性と専門性の有無について確認を行っております。また、当社で定めた「会計監査人の選定基準」「会計監査人の評価基準」に基づいて監査役会の全員が監査法人を評価し、監査役会にて総合評価を実施し取締役会に報告をしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、独自に定めた「コーポレートガバナンスに関する基本方針」のもとにすべてのステークホルダーに対して社会的責任を果たすためには、現状のコーポレートガバナンス体制が当社グループの現況や規模の面におきまして最適と考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の法定期日前発送をしております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会につきましては、第1集中日を回避することとしております。
その他	東京証券取引所及び当社ウェブサイトにおいて、株主総会招集通知を発送日前に掲載しております。 株主総会招集通知には、表紙・インデックスを設け、UDフォントを採用し、視認性の良いものとしております。 株主総会における事業報告等につきましては、株主の皆様によりご理解いただけるようスクリーンとナレーションをもってその概要をご説明しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイト「ディスクロージャーポリシー」に掲載しております。	
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイト「決算情報、決算情報以外の適時開示資料、株主総会招集通知、決議通知及び連結注記表・個別注記表」に掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	本部総務部	
その他	株主優待制度を実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社ウェブサイトに掲載の「コーポレートガバナンスに関する基本方針」に則っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	2001年よりISO14001認証を取得し、環境活動に対してグループ全体で取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社では決定事実・発生事実・決算に関する情報及びPR情報等の適時開示に努めるとともに、正確かつ公平な会社情報の開示に努めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システム構築の基本方針は次の通りです。

1. 取締役の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
経営理念を明文化し、ウェブサイト等で公表しているほか、取締役の使命の遂行と企業統治の徹底のために「役員規範」として取締役の行動規範を定めている。また「グループ行動規範」に反社会的勢力との関係遮断の方針を明記し日頃の業務運営の指針とする。
2. 取締役の職務の執行に関わる情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行、意思決定に係る情報を文書で保存し、それらの文書の保存期間及びその他の管理体制については、当社の規則等による。
3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
㈱ツカモトコーポレーション代表取締役社長(以下代表取締役社長と呼ぶ)を委員長としたリスク管理委員会を設置し、リスク管理の体制を整えと共に「リスク管理規程」に則りながらグループ全体に係る計画を策定する。
コンプライアンス、情報セキュリティ、災害、品質などに係るリスクについては、それぞれの対応部署とリスク管理委員会にて必要に応じ規則、ガイドラインを制定、研修の実施、マニュアルの作成や配布を行う。
4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
以下の内部統制システムを用いて事業推進に伴うリスクを継続的に監視し、取締役の職務執行の効率性を確保する。
定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、常務会を毎月2回開催し、業務執行に関する基本的事項及び取締役会の付議事項を除く経営全般事項に係る意思決定を機動的に行う。また四半期に1度、代表取締役社長以下全取締役と各社社長・役員及び関係部門長をメンバーとする会議を設け、グループ経営方針や四半期実績・業績の見込及び重要連絡事項の確認と共有化を図る。
内部統制委員会のワーキンググループとして本部担当取締役を長とする内部統制部会を設置し、具体的な内部統制構築の作業、確認を行い、適宜にリスク管理委員会等に報告を行う。
本部に内部統制室を設置し内部統制構築・運用の総括を行う他、内部統制部会の事務局を担う。
内部監査を担当する組織として代表取締役社長の直属に監査室を設置、監査室は監査方針、監査計画、監査結果を常務会、監査役、会計監査人に報告する。
監査役は会計監査人の独立性を確保するため、会計監査人の監査報告について事前に報告を受け、監査過程及び結果も適宜報告を受ける。
本部総務部及び内部統制室によりコンプライアンス、グループ行動規範にかかる従業員教育を行う。
内部通報に関する規程に基づき社内通報システムの運用を行う。
5. 企業集団の業務の適正を確保する体制
前記効率性、適合性の内部統制システム参照
当社グループの重要案件については、関係会社権限規程の定めにより報告、議決を行い決定する。
当社グループの経営についてはその自主性を尊重しつつ四半期に1度の会議で事業経営の進捗状況の確認と情報交換を行う。
6. 監査役の補助使用人に関する体制
監査室に補助任務を命ずるほか、その職務の必要に応じて適切な補助者の任命を取締役に求めることができる。また、「監査役会事務局」を設置する。
7. 監査役補助使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役の補助使用人はその任務について取締役または使用人のライン上司からの指示・命令を受けない。「監査役補助使用人」に関する人事異動、組織変更、人事考課等の決定は監査役の事前承認を必要とする。
8. 取締役及び使用人の監査役への報告
取締役が報告すべき事項
当社グループに影響を及ぼす重要事項に関する決定
当社グループの業績状況
当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは当該事実に関する事項
使用人が報告すべき事項
内部統制部門に所属する責任者の内部監査実施状況または業務遂行状況
その他
監査役は、職務遂行に必要と判断したときはいつでも取締役または使用人に報告を求めることができる。
9. その他監査の実効性を確保する体制
本部総務部及び経理部は監査役の事務を補助するとともに必要な協力をを行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応するものとし、その方針をツカモトグループ行動規範に定めております。

また、反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、本部総務部を対応総括部署とし、警察等関連機関とも連携し対応いたします。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

内部統制システムの整備の状況

当社は、社内業務全般にわたる諸規定が整備されており、明文化されたルールの下で、各職位が権限と責任を持って業務を遂行しており、監査室において随時必要な内部監査を実施しております。

「内部統制システム構築の基本方針」を定め、「グループ行動規範」を日頃の業務運営の指針としており、企業集団の業務の適正を確保する体制を整備しております。

また、経理部内に内部統制担当を配置し、主に内部統制システムの構築及び評価、コンプライアンスの総括を任務としております。

リスク管理体制の整備状況

社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスク管理体制を整えと共に「リスク管理規程」に則り、グループ全体にかかる計画を策定しております。また、リスク管理委員会に属する作業部会として内部統制部会を設置しており、具体的な内部統制構築の作業、確認を行っております。

また、コンプライアンス、情報セキュリティ、災害、品質などに係るリスクにつきましては、それぞれの対応部署とリスク管理委員会にて必要に応じ規則、ガイドラインを策定、研修の実施、マニュアルの作成を行っております。

適時開示体制の概要

当社は、すべてのステークホルダーへの適時適切かつ公平な会社情報の開示を行うべく、開示体制の整備に努めております。

また、本部担当取締役を情報取扱責任者と定め、情報開示の担当を本部総務部としております。

適時開示に係る社内体制

1. 決定事実に係る情報

重要な決定事実につきましては、常務会で審議・承認後、原則として毎月1回開催する取締役会に付議し決議しております。

決定された重要事実について、開示が必要か否かを情報取扱責任者を中心に経営企画部及び本部総務部にて検討し、開示が必要な場合には、速やかに行うように努めております。

2. 発生事実に係る情報

重要事実が発生した場合には、当該事実が発生したことを認識した部署から、直ちに情報取扱責任者に当該発生事実が報告されます。情報取扱責任者を中心に当該情報の開示が必要か否かを検討し、開示が必要な場合には、速やかに行うように努めております。

3. 決算に係る情報

決算に係る情報につきましては、経理部において決算財務数値を作成し、会計監査人による監査を受け、取締役会の承認の後、情報取扱責任者の指示に基づき、開示手続きを行っております。

